

別表 介護サービス事業所等の区分

区 分	介護サービス事業所等
入所施設等	特定施設入居者生活介護を行う事業所
	介護老人福祉施設（平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定されていた一部ユニット型介護老人福祉施設を含む。）
	介護老人保健施設
	介護医療院
	介護療養型医療施設
	認知症対応型共同生活介護を行う事業所
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に規定する養護老人ホーム
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホーム
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム
	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅
その他	訪問介護を行う事業所
	訪問入浴介護を行う事業所
	訪問看護を行う事業所
	訪問リハビリテーションを行う事業所
	通所介護を行う事業所
	通所リハビリテーションを行う事業所
	短期入所生活介護（特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの空きベッドを利用して行うものを除く。）を行う事業所
	短期入所療養介護を行う事業所
	福祉用具貸与を行う事業所
	特定福祉用具販売（特定福祉用具貸与の指定を受けていない場合に限る。）を行う事業所
	居宅介護支援を行う事業所
	介護予防支援を行う事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
	夜間対応型訪問介護を行う事業所
	地域密着型通所介護を行う事業所
	小規模多機能型居宅介護を行う事業所
	認知症対応型通所介護を行う事業所
	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成23年厚生労働省令第106号による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定されていた一部ユニット型介護老人福祉施設を除く。）を行う事業所
	看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所
	基準緩和型訪問サービスを行う事業所（訪問介護の指定を受けていない場合に限る。）
	基準緩和型通所サービスを行う事業所（通所介護の指定を受けていない場合に限る。）